

○小千谷市町内集会施設等整備事業費補助金交付要綱

昭和60年7月1日

告示第53号

(昭和52年3月31日告示第18号小千谷市町内集会施設等建設整備事業費補助金交付要綱を全部改正)

改正 昭和62年8月1日告示第55号

平成2年12月25日告示第67号

平成5年3月31日告示第25号

平成10年3月31日告示第38号

平成15年3月31日告示第42号

平成17年3月29日告示第28号

平成18年9月29日告示第99号

令和3年3月27日告示第45号

令和6年7月1日告示第123号

(趣旨)

第1条 本市は、地域住民の福祉の増進と文化の向上を図るため、町内会（これに準ずる団体を含む。以下同じ。）が行う集会施設等整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この要綱により補助対象とする町内集会施設等整備事業（以下「整備事業」という。）は、町内会が実施する次に掲げる事業とする。

(1) 新築

(2) 建物の購入

(3) 大規模増改築（昇降機の設置を含む。）で100万円を超えるもの

2 この要綱により補助対象とする町内集会施設等大規模修繕等（以下「大規模修繕等」という。）は、町内会が実施する次に掲げる修繕等で50万円を超えるものとする。

(1) 集会施設の主体構造部（屋根、柱、土台、外壁ほか）等に係る修繕工事

(2) 駐車場整備工事

- (3) 排水設備工事
- (4) 改造工事で次に掲げるもの
 - ア 出入口の改造
 - イ 廊下等の改造
 - ウ 階段の改造
 - エ 便所の改造
 - オ その他市長が特に認めたもの

3 前項の規定にかかわらず、大規模修繕等において、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条に規定する指定暑熱避難施設として町内集会施設を開放するために、町内会が実施する冷房装置の新設で10万円を超えるものは、補助対象とする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とし、用地購入費、補償料及び事務費については対象としない。

- (1) 新築、増改築事業費（給排水、電気、ガス、屋根消雪設備その他の附帯設備を含む。）
- (2) 設計監理委託費
- (3) 建物の購入費
- (4) 大規模修繕等事業費

（補助対象基準及び補助対象基準額）

第4条 整備事業に対する補助対象基準及び補助対象基準額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象面積は、研修室等集会面積の部分を50パーセント以上有している建物で、300平方メートルを限度とし、他の目的に使用する面積部分を除く。
- (2) 補助対象基準額は、補助対象面積に補助基準単価を乗じた額と実施事業費のいずれか低い額とし、補助基準単価は、毎年市長が別に定める。
- (3) 設計監理委託費の補助基準は、補助対象基準額の3パーセント以内とする。
- (4) 建物の購入の場合は、購入価格又は第2号に定める補助対象基準額から建築経過年数1年につき5パーセントを減じて得た額のいずれか低い額を補助対象基準額とする。

2 大規模修繕等に対する補助対象基準額は、補助対象経費と同額とする。

（補助金の額）

第5条 この要綱による補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 整備事業 補助対象基準額の45パーセント以内の額とし、1,300万円を限度とする。

(2) 大規模修繕等 補助対象基準額の50パーセント以内の額とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業における補助金の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 新潟県農林水産業総合振興事業の対象となる事業 補助対象基準額の50パーセント以内の額

(2) その他市長が特に認める事業 市長が別に定める額
(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする町内会（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する申請書に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、大規模修繕等にあつては、第2号に定める添付書類を省略することができる。

(1) 建物の位置図

(2) 建物の各階平面図、立面図及び仕上表

(3) 設計書又は見積書の写し

(4) 購入の場合は売買契約書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(事業実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた整備事業又は大規模修繕等（以下これらを「補助事業」という。）が完了したときは、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告書に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。ただし、大規模修繕等にあつては、次の第2号に定める添付書類を省略することができる。

(1) 着手前及びしゅん工写真

(2) 契約書の写し

(3) 領収書又は請求書の写し

(4) 設計変更した場合は、その理由書

(財産処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得した集会施設等を譲渡し、交換し、又は廃棄

その他の処分をしてはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則 (昭和62年8月1日告示第55号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年12月25日告示第67号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年3月31日告示第25号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日告示第38号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日告示第42号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日告示第28号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日告示第99号)

この要綱は、平成18年10月1日から施行し、平成18年4月1日以後に実施される事業から適用する。

附 則 (令和3年3月27日告示第45号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月1日告示第123号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年7月1日から適用する。